

## 大口定期預金中途解約利率の変更および 規定集の改定について

当金庫では、定期預金の中途解約における利率の変更を行います。これに伴い、各種定期預金規定集を下記のとおり令和7年3月1日（土）より改定します。なお、改定後の規定は改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

### 記

#### 1. 対象となる規定

- (1) 自由金利型定期預金規定（大口定期）
- (2) 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

#### 2. 改定内容

##### 中途解約利率の変更

※改定日以降に新規預け入れおよび自動継続された定期預金より新規定を適用させていただきます。改定日以前に預入された定期預金については、改定日以前の中途解約利率を適用します。

#### 3. 各種新旧対照表（別紙参照）

- (1) 自由金利型定期預金規定（大口定期）
- (2) 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

以上

【本件に関するお問い合わせ】

飯能信用金庫 担当部署 事務管理部 担当者名 浅井・関谷

☎042-972-5111（平日9:00～17:00）

✉jimkan@hanno-shinkin.jp



自由金利型定期預金規定（大口定期） 新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>自由金利型定期預金規定（大口定期）</p> <p>1. ～ 2. (2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第3条第5項・第3条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p><u>① 預入日の1か月後の応当日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率</u></p> <p>A. <u>解約日における普通預金の利率</u><br/>           B. <u>約定利率 - 約定利率×30%</u><br/>           C. <u>約定利率 -</u><br/> <u>(基準利率-約定利率) × (約定日数-預入日数)</u><br/> <u>預入日数</u></p> <p><u>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または、通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。</u></p> <p><u>例：残存期間が6か月未満の時・・・3か月もの</u><br/> <u>の約定利率</u><br/> <u>残存期間が3年未満のとき・・・2年もの</u><br/> <u>約定利率</u><br/> <u>残存期間が7年未満のとき・・・5年もの</u><br/> <u>約定利率</u></p> <p><u>② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率</u></p> <p>A. <u>約定利率 - 約定利率×30%</u><br/>           B. <u>約定利率 -</u><br/> <u>(基準利率-約定利率) × (約定日数-預入日数)</u><br/> <u>預入日数</u></p> <p><u>(追加)</u></p> | <p>自由金利型定期預金規定（大口定期）</p> <p>1. ～ 2. (2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第3条第5項・第3条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</u><br/>           A. <u>3年未満 解約日における普通預金の利率</u><br/>           B. <u>3年以上5年未満 約定利率×80%</u></p> <p><u>② 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</u><br/>           A. <u>3年未満 解約日における普通預金利率</u><br/>           B. <u>3年以上4年未満 約定利率×60%</u><br/>           C. <u>4年以上7年未満 約定利率×70%</u></p> <p><u>③ 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預</u></p> |

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(4) (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>令和6年6月</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>金の場合</u></p> <p>A. 3年未満 解約日における普通預金利率</p> <p>B. 3年以上4年未満 約定利率×40%</p> <p>C. 4年以上5年未満 約定利率×50%</p> <p>D. 5年以上6年未満 約定利率×80%</p> <p>E. 6年以上10年未満 約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの</p> <p style="text-align: center;"><u>預金の場合</u></p> <p>A. 4年未満 解約日における普通預金利率</p> <p>B. 4年以上5年未満 約定利率×30%</p> <p>C. 5年以上6年未満 約定利率×50%</p> <p>D. 6年以上7年未満 約定利率×60%</p> <p>E. 7年以上8年未満 約定利率×70%</p> <p>F. 8年以上9年未満 約定利率×80%</p> <p>G. 9年以上10年未満 約定利率×90%</p> <p>(4) (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>令和7年3月</u></p> |

自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）</p> <p>1. ～ 2. (3) （省略）</p> <p>(4) この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第3条第5項・第3条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち最も低い利率</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率<br/>           B. 約定利率 <math>-</math> 約定利率<math>\times</math>30%<br/>           C. 約定利率 <math>-</math><br/> <math display="block">\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math>           なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または、通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。<br/>           例：残存期間が6か月未満の時・・・3か月もの</p> <p><u>の約定利率</u><br/>           残存期間が3年未満のとき・・・2年もの</p> <p><u>約定利率</u><br/>           残存期間が7年未満のとき・・・5年もの</p> <p><u>約定利率</u></p> <p>② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率</p> <p>A. 約定利率 <math>-</math> 約定利率<math>\times</math>30%<br/>           B. 約定利率 <math>-</math><br/> <math display="block">\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p> <p>（追加）</p> | <p>自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）</p> <p>1. ～ 2. (3) （省略）</p> <p>(4) この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第3条第5項・第3条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 3年未満 解約日における普通預金の利率<br/>           B. 3年以上5年未満 約定利率<math>\times</math>80%</p> <p>② 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 3年未満 解約日における普通預金利率<br/>           B. 3年以上4年未満 約定利率<math>\times</math>60%</p> |

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(5) (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上<br/>令和6年6月</p> | <p>C. 4年以上7年未満 約定利率×70%</p> <p>③ 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 3年未満 解約日における普通預金利率</p> <p>B. 3年以上4年未満 約定利率×40%</p> <p>C. 4年以上5年未満 約定利率×50%</p> <p>D. 5年以上6年未満 約定利率×80%</p> <p>E. 6年以上10年未満 約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 4年未満 解約日における普通預金利率</p> <p>B. 4年以上5年未満 約定利率×30%</p> <p>C. 5年以上6年未満 約定利率×50%</p> <p>D. 6年以上7年未満 約定利率×60%</p> <p>E. 7年以上8年未満 約定利率×70%</p> <p>F. 8年以上9年未満 約定利率×80%</p> <p>G. 9年以上10年未満 約定利率×90%</p> <p>(5) (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上<br/>令和7年3月</p> |